定　　款

株式会社Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ

第１章　　総　則

（商　号）
第１条　当会社は、株式会社Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡと称し、
　　英文では、T&K TOKA CO., LTD. と表示する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
　（１）各版印刷用インキ、同原料、塗料、顔料、染料、タール系中間物の製造販売
　（２）合成樹脂の製造及び販売
　（３）石油化学製品の精製加工及び販売
　（４）合成樹脂原料の製造及び販売
　（５）合成樹脂の成型加工及び販売
　（６）非鉄金属素材、同加工品の販売
　（７）化学工業薬品、試薬、写真用薬品類の製造販売
　（８）動、植物油脂の加工販売
　（９）各種機械器具及び写真機材の販売
　（10）印刷用紙、印刷材料、事務用品、文房具、印画紙、布帛製品、建築用資材の販売
　（11）産業廃棄物の焼却並びに処理に関する業務
　（12）損害保険代理業
　（13）建物及び設備の保守管理の受託並びに保安警備の受託
　（14）前各号に関する輸出入貿易並びに附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を埼玉県入間郡三芳町に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
　（１）取締役会
　（２）監査等委員会
　（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に揚げる権利以外の権利を行使することができない。
　（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
　（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）
第10条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第３章　　株主総会

（招集の時期および招集地）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。
２．当会社の株主総会は、東京都区内のほか埼玉県入間郡三芳町において招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
２．前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（招集権者および議長）
第14条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。
２．取締役社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第16条　当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。
２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもっておこなう。

（議決権の代理行使）
第17条　当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会においてその議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

（員　数）
第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。
　　２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任の方法）
第19条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。
　　２．法令または本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。
　　３．前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
　　４．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
　　５．監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）
第20条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
　　２．当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
　　３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第21条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。
　　２．当会社は、取締役会の決議により、取締役社長１名のほか、必要に応じ、取締役会長１名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集通知）
第22条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第23条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。
　　２．取締役社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の決議の省略）
第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）
第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）
第26条　当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（報酬等）
第27条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（相談役および顧問）
第29条　当会社は、取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を定めることができる。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第30条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第31条　当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）
第32条　当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（選任方法）
第33条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

（任　期）
第34条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第35条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第７章　　計　算

（事業年度）
第37条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当）
第38条　当会社の剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対しておこなう。

（中間配当）
第39条　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をおこなうことができる。

（配当金の除斥期間）
第40条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附　則

第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２条　前条および本条は、2027年６月22日をもって削除する。